

## 瑞穂市道路の構造の技術的基準に関する条例（案）の概要について

### 1. 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）により道路法が改正されたことに伴い、市道の構造の技術的基準を、政令（道路構造令）を参酌して条例で定めることになりました。

### 2. 政令（道路構造令）の体系

政令の条数	そのまま準拠する条数	参酌する条数	
			独自基準を設ける条数
41条	5条 (政令第4条、第12条 第35条第2項及び第3項 第39条第4項、第40条 第3項)	36条	うち4条

### 3. 条例で定める独自基準

#### ① 1. 5車線の道路整備のための道路区分

地形状況等のやむを得ない理由のみ許されていたものを、地域の実情から早期に改良する必要がある区間においても、2車線改良と1車線改良、待避所設置等を組み合わせた1.5車線の道路整備を行うことができる規定を設ける。

#### ② 停車帯の幅員

大型自動車通行台数が全体の通行台数に占める割合が少ない場合のみ縮小できるものを、地域の実情（地形状況等）に合わせ、1.5メートルとする規定とする。

#### ③ 歩道の幅員

歩道の幅員は2.0m以上とすることとなっているが、地形状況等の特別な理由によりやむを得ない場合に1.5メートルまで縮小できる規定を設ける。

#### ④ 交差点部の車道幅員

都市部（市街地）の道路に加え、地方部（郊外）の道路についても、直進車線や右折車線の幅員を縮小できる規定を設ける。

### 4. 施行予定日

平成25年4月1日